

令和8年度
中野区商店街チャレンジ戦略支援事業
補助金マニュアル

概要版



中野区
令和8年2月改訂

目 次

I	商店街毎のマニュアルの適用について	1頁
II	補助対象とする事業の前提条件	1頁
III	令和8（2026）年 事業一覧、その他補足等	2～7頁
IV	事業・手続きの流れ（スケジュール）	8、9頁
V	各種受付について（※）	10～12頁
	※交付申請、実績報告、変更・中止申請、書類提出先及び問合せ先	

中野区商店街チャレンジ戦略支援事業

当事業では、区内商店街等が実施する「イベント事業、活性化事業、地域連携型商店街事業、地域力向上事業、商店街担い手育成支援事業」に対して、その費用の一部を支援（補助）いたします。

広く区内商店街の振興を図り、もって中小企業の経営の安定及び発展並びに地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

I 商店街毎のマニュアルの適用について

① 商店街振興組合（法人化した商店街）

⇒ 当マニュアルにある全ての補助事業の適用が受けられます。

② 国の基準を充足した任意商店街

⇒ 当マニュアルにある全ての補助事業の対象となりますが、

①の商店街振興組合(法人化した商店街)とは、補助条件が異なる場合があります。

国の基準とは・・・

- ア) 会則がある
- イ) 役員名簿がある
- ウ) 過去24か月分の決算書類(※)がある

※左記ア～ウについて
提出方法等は、夏頃に、
区商連（助成金担当）
より別途連絡します。

上記ア～ウが揃っていること。

（提出先：中野区商店街連合会（助成金担当）12p参照）

※ウ)過去24か月分の決算書類について

令和8年度の補助金申請にあたっては、

令和6(2024)年4月1日～令和8年(2026)年3月31日までの決算書類が必要となります。

申請の時点で、揃わない決算書類がある場合は、総会終了後に直ちに追加で提出してください。

③ 上記①、②以外の商店街

⇒ 当マニュアルでご紹介する補助事業の対象とはなりません。

商店街を新規に組織する時の支援策等については、希望する商店街に、別途ご案内いたします。

II 補助対象とする事業の前提条件

1	商店街が自ら企画し、実施する事業であること。
2	原則として、商店街街区内で実施される事業であること。 ※合理的かつ特別な理由がある場合を除く。
3	年度内(3月末まで)に全てが完了するもの(申請～実績報告まで)
4	連続する期間内に実施されるものであること(イベントは2か月以内が原則)
5	同じ商店街で、複数の事業を実施する場合、実施期間が重なっていないこと。
6	内容が経常的・通年的な性格を有する事業でないこと(通年イベントなど)
7	事業に係る全ての業務を委託していないこと(業者に丸投げでないこと)。 ※イルミネーションイベントなど、一部特例があります。
8	各種法令(税法・景品表示法・著作権法等)に反する部分がないこと。
9	他の補助金等を財源の一部とする事業でないこと。
10	単に、商店街商品券等の特典又は割引を付加することを、主目的とする事業でないこと。

※上記の他にも、事業の種別ごとに別途定められた要件があります。

詳細は各マニュアル（イベント事業編・活性化事業編・地域連携型商店街事業編・商店街地域力向上事業編）をご参照ください。

令和8年度新規事業「商店街担い手育成支援事業」については、東京都へ確認中の事項があるため、詳細は、別途ご案内いたします。

Ⅲ 令和8(2026)年 事業一覧 (中野区商店街チャレンジ戦略支援事業)

事業名		概要
中野区商店街チャレンジ戦略支援事業	イベント事業	一般のイベント事業 季節のイベント、抽選会・スタンプラリー、各種フェスティバル、コンクール 等 ※ナカパイを景品等として活用する場合、特例あり！ → 補助率上乘せ
		組織活力向上支援事業 商店街振興組合が組織の維持・活性化のため実施するイベント事業を支援します(共催事業は×)。
		全国連携事業 商店街が他地域(※)と連携して実施するイベント事業を支援します。 ※中野区の友好都市(なかの里・まち連携自治体など)に属している地域、商店街同士で何かしらの協定を結んでいる商店街、被災地
		こども応援事業 商店街がこども向けに実施するイベント事業を支援します。
		婚活応援事業 商店街が婚活に関連づけて実施するイベント事業を支援します。※R8 新規
		小額支援事業 防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて、小規模な事業を実施する場合に支援します。
中野区商店街チャレンジ戦略支援事業	活性化事業	一般の(下記以外の)活性化事業 施設を整備する事業、空き店舗活用事業、ホームページ作成 等
		多言語対応事業 商店街が、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る取組を支援します。
		キャッシュレス対応事業 商店街全体のキャッシュレス化への取組を支援します。
		組織力強化支援事業 商店街の連合会等が、商店街と連携して行う商店街加入・協力促進のための取組を支援します。
		こども応援事業 商店街がこども向けに実施する活性化事業を支援します。
		小額支援事業 防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて、小規模な事業を実施する場合に支援します。
中野区商店街チャレンジ戦略支援事業	地域連携型商店街事業	イベント事業(新規) 商店街が、町会・自治会やNPO等の地域団体と実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行うイベント事業及び活性化事業を支援します。
		イベント事業(継続) ※活性化事業においては、実行委員会およびその構成員の取組内容を記した計画(3年程度)を策定し、都で行う専門家派遣事業により助言を受ける必要があります。
		活性化事業
中野区商店街チャレンジ戦略支援事業	地域力向上事業	住民生活サポート事業 地域社会の中で商店街が住民生活を支えるための活動を行う際の費用について補助を行います。
		育成支援事業
中野区商店街チャレンジ戦略支援事業	商店街担い手育成支援事業	女性活躍推進事業(イベント・活性化) 5名以上の女性グループがリーダーとなり行う事業を支援します。
		若手・女性支援事業(イベント・活性化) 5名以上の女性又は若手(49歳以下の男性)グループがリーダーとなり行う事業を支援します。
		担い手確保支援事業 上記事業に限らず、商店街が行う「担い手確保・育成事業」を支援します。※R8 新規

補助対象事業数	補助率(都・区)	補助限度額(万円)	補助限度内 商店街負担率
1事業目	2/3	300	1/3
2事業目	・補助対象経費 100 万円以下 (1/2・1/6)	100	
3事業目(共催事業のみ)	・補助対象経費 100 万円超え (1/3・1/3)	商店街毎に単独事業の 基準に準じ、その合計額	
1年度に それぞれ1事業まで	11/12 (7/12・1/3)	525	1/12
	8/9 (5/9・1/3)	83.3	1/9
制限規定なし	2/3 (1/3・1/3)	(振興組合) 5,000 HP作成のみ 1,000 (任意商店街) 1,000	1/3
	19/20 (1/2・9/20)	(HP 以外) 950 (HP) 100	1/20
	5/6 (1/2・1/3)	(振興組合) 5,000 (任意商店街) 1,000	1/6
	11/12 (7/12・1/3)	2,000	1/12
	5/6 (1/2・1/3)	1,000	1/6
1年度に1事業まで	8/9 (5/9・1/3)	83.3	1/9
1年度に それぞれ1事業まで	4/5 (2/5・2/5)	400	1/5
	2/3 (1/3・1/3)	333.3	1/3
	4/5 (2/5・2/5)	(振興組合) 10,000 (任意商店街) 1,000	1/5
1年度に2事業まで	2/3 (1/3・1/3)	20	1/3
1年度に それぞれ1事業まで	11/12 (7/12・1/3)	87.5	1/12
		1,000	

※ その他、補足等（2、3頁「事業一覧」より補助事業ピックアップ）

1 全国連携事業（イベント）

他地域との相互の経済・組織活性化を図るため、商店街が他道府県の団体等と連携して実施するイベントに対して、支援を行います。



【活用要件】

以下①～③の「他道府県の団体等」のいずれかと連携して行う必要があります。

- ①友好都市（区市町村単位）に属している団体等
- ②実施する区内商店街等が協定を結んでいる、他道府県の団体等
- ③被災地

※申請時に「友好都市であることが分かる書類（上記①の場合）」、「協定書（上記②の場合）」が必要となります。

※チラシ等の周知物に「連携先(他道府県の団体等)」について、記載すること。

※1か年度における利用回数制限n

他事業（一般のイベント事業等）とは別に、1商店街につき、1回のみ利用可能
→ 他区内商店街との共催も可

※他道府県の多団体との共催はできません。

あくまでも区内商店街が主催するイベントに他道府県の他団体が協力する形です。

◎事業例

連携先の伝統芸能の団体や学生を招致し、イベント内のステージで披露

2 こども応援事業（イベント・活性化）

来街者の増加や商店街における子育て支援等のため、商店街がこども向けに実施する、「イベント事業」、「活性化事業」に対して、支援を行います。



【活用要件】

- ・商店街等が子ども向けに実施する事業であること
- ・事業内容・費用の概ね半分以上が「子ども向けの内容」であること
- ・チラシ等の周知物に「子ども向け」であることが概ね分かる記載があること

※申請及び実績報告において、別紙の事業効果欄に「こどもを呼び込む方法」と「こども応援事業を実施したことによるイベント効果」の記載が必要です。

※1か年度における利用回数制限

【イベント】他事業（一般のイベント事業など）とは別に、1商店街につき1回のみ利用可能
【活性化】なし

→ イベント事業、活性化事業双方、他区内商店街との共催も可。

◎事業例

【イベント】こども向け縁日、こども向けスタンプラリー

【活性化】こども向けマップ（ひらがなで作成など）、こども食堂

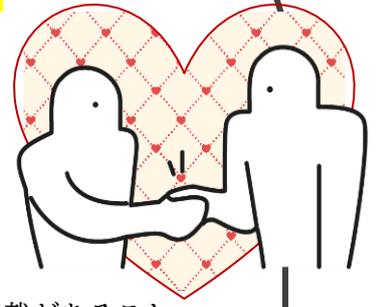


▼子どもの定義

18歳を含む、0歳以上～18歳以下」もしくは、「～高校生までの学生」

3 婚活応援事業（イベント） **【R8新規】**

来街者の増加や商店街における少子化対策等のため、商店街が婚活に関連づけて実施する「イベント事業」に対して、支援を行います。



【活用要件】

- ・商店街等が婚活に関連づけて実施する事業であること
- ・事業内容・費用の概ね半分以上が「婚活に関連づけた内容」であること
- ・チラシ等の周知物に「婚活に関連づけた事業」であることが概ね分かる記載があること

※申請及び実績報告において、別紙の事業効果欄に「婚活応援事業を実施したことによるイベント効果」の記載が必要です。

- ※1か年度における利用回数制限
他事業（一般のイベント事業等）とは別に、1商店街につき、1回のみ利用可能
→ 他区内商店街との共催も可

◎事業例

交流会や街コンの開催、婚活スキル向上セミナー、パートナー限定工作教室
※出会いや婚活、結婚応援など、婚活や結婚につながる、要素があるイベントが対象です。

4 組織活力向上支援事業（イベント） ※商店街振興組合のみ

商店街振興組合の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、法人化している商店街が行うイベントに対して支援を行います。

【活用要件】

組織の維持・活性化のために実施するイベント事業であること。

※申請及び実績報告において、別紙の事業効果欄に「組織の維持・活性化にどのような効果がある(あった)のか」の記載が必要です。

- ※1か年度における利用回数制限
他事業（一般のイベント事業等）とは別に、1商店街につき、1回のみ利用可能
→ 他区内商店街との共催は不可。



5 多言語対応事業（活性化）

商店街が、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備することで、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業に対して、支援を行います。

【活用要件】

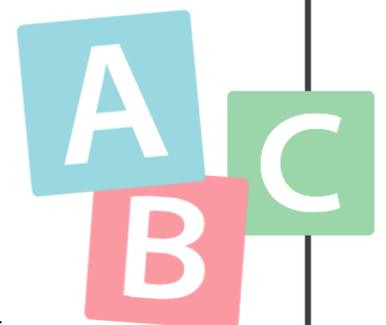
商店街の活性化(多言語化・グローバル化)のために、実施する事業であること

- ※多言語は、日本語以外の1言語～OKです。
原則として、全ての表現を多言語化させることが必須です。
日本語と多言語の併記も可能です。

- ※1か年度における利用回数制限
なし

◎事業例

多言語対応商店街マップの作成、多言語対応商店街ホームページの作成



6 キャッシュレス対応事業（活性化）

キャッシュレス決済環境を商店街内に整備することで、商店街の利便性を高め、商店街の活性化を図る事業に対して、支援を行います。



【活用要件】

商店街全体の活性化(キャッシュレス化)のために、実施する事業であること

※1か年度における利用回数制限なし(他区内商店街との共催も可)。

◎事業例

キャッシュレス機器・決済システムの導入

7 地域連携型商店街事業（イベント・活性化）

商店街と地域団体(町会等)とで実行委員会を組織し、協働して商店街及び地域の活性化に向けて行う事業に対して、支援を行います。

※以下の他、詳細については、「中野区地域連携型商店街事業マニュアル」をご確認ください。

【実行委員会の構成要件】

実行委員会は、以下で構成すること。

- (1)商店街または商店街連合会(もしくはその両方)
- + (2)複数の地域団体(町会・自治会の場合は1団体でも可)



【活用要件】

- ・上記「実行委員会の構成要件」を満たしていること
- ・実行委員会の経費負担全体に占める、商店街の負担割合が過半であること
- ・複数年にわたる活性化事業では、実行委員会及びその構成員の取組内容を記した計画(3年以上)を策定し、都で行う専門家派遣事業により毎年助言を受けること

◎事業例

【イベント】地域連携！スタンプラリー

※商店街が地域と共同して主体的に取組、地域の連携及びその強化による商店街及び地域の活性化を図ることを目的としたイベント事業であること。
※商店街の販売促進を主な目的とするイベント・会場装飾のみのイベントは、対象外です。

【活 性 化】地域案内マップの作成

※商店街が地域と共同して主体的に取組、地域の連携及びその強化による商店街及び地域の活性化を図ることを目的とした活性化事業であること。
※事業施設・設備の整備事業は対象外です。

8 地域力向上事業（住民生活サポート）

地域社会の中で、商店街自らが地域の住民生活を支えるための事業を行う場合に支援を行います。この事業に限っては商店街の街区外にまで及ぶ活動でも補助対象となります。

※以下の他、詳細については「中野区商店街地域力向上マニュアル」をご確認ください。

【活用要件】

商店街自らが行う、地域の住民生活を支えるための事業であること

◎事業例

地域見守り活動事業、地域清掃事業、交通マナー向上事業



9 商店街担い手育成支援事業【R8新規】

商店街の担い手確保を全般の概ねの目的として、商店街が行う、以下事業を支援します。



【活用メニュー・要件】

ア) 女性活躍推進事業

商店街の女性グループがリーダーとなり行う事業を支援します。

※「女性」とは、商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)である5名以上の女性で構成されており、かつ次の①、②の要件を全て満たす人を指します。

- ① 構成員は、イベントの企画及び実行を担うメンバーとすること
 - ② 複数の商店街での共催事業を実施する場合、商店街毎に女性グループの要件を満たすこと
- ※ 女性が5名未満の商店街との共催はできません。

イ) 若手・女性支援事業

商店街の女性又は若手(49歳以下の男性)グループがリーダーとなり行う事業を支援します。



※「若手・女性」とは、次の①～④の要件を全て満たす人を指します。

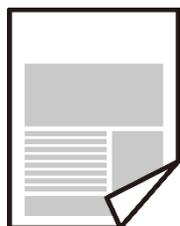
「若手」・・・年度末時点で年齢が49歳以下の人。

「女性」・・・年齢は問いません。

- ① 商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)である5名以上の「若手」又は「女性」で構成されていること。
- ② 「若手」又は「女性」がグループの代表者となること。
- ③ 「若手」又は「女性」がグループ全構成員のうち過半数を超えること。
- ④ 構成員の過半数及び代表者が商店街役員でないこと。

ウ) 担い手確保支援事業

上記、ア・イの他、商店街が行う「担い手確保・育成事業」を支援します。



◎事業例

- ・ 各商店街への加入促進(会員獲得)を図るための事業
※商店街会員獲得パンフレットの作成、等
- ・ 人材育成セミナーの開催
- ・ チャレンジショップの開設・管理
※家賃・補助印の賃金(事業開始日から36か月を限度)、施設改修に係る費用が補助対象
※電気料金等の維持管理費は対象外

【その他】

- ① 上記ア・イのメニューを活用する場合は申請・実績報告時に構成員名簿が必要となります。
- ② 各メニュー、1商店街につき1か年度に1回のみ、利用可能です。

IV 事業・手続きの流れ（スケジュール）

事前調査

毎年9月頃、翌年度に実施予定の商店街チャレンジ戦略支援事業について、希望調査を実施します。
※当該調査で希望のなかった事業は、翌年度の予算編成に反映できないため、原則、本申請の対象になりません。

ヒアリング

毎年10月頃、上記、事前調査の結果、希望のあった事業の中で、以下、主な対象事業に対し、ヒアリングを行います。

▼主な対象事業（予定）
①活性化事業 ②地域連携型商店街事業 ③地域力向上事業
④商店街担い手育成支援事業 ⑤その他必要に応じて（新規事業など）

説明会

概ね2月に、区内全商店街を対象として「商店街チャレンジ戦略支援事業に関する説明会」を開催します。
当日は、翌年度の補助事業（概要）等の説明を行います。

申請書の提出

令和8年度分は、以下、受付期間内に各種申請書類を提出してください。

【1回目申請】令和8年2月16日（月）～3月6日（金）

【2回目申請】令和8年6月15日（月）～7月3日（金）

※その他、詳細については、各種マニュアルをご確認ください。

交付決定

補助金申請のあった事業内容を審査し、交付決定を行います。
※交付決定日は令和8年4月1日付（1回目申請）、9月1日付（2回目申請）となります。

変更申請 ※中止・変更 がある場合



申請のあった事業内容を著しく変更する場合、また中止する場合は、予め変更・中止の承認を受ける必要があります（軽微な修正を除く）。

原則、事業開始日の1か月前までに、必ず「変更等承認申請」を行ってください。

※その他、詳細については、各種マニュアルをご確認ください。

※変更承認には、都・区双方での協議が必要なため、一定の時間がかかります。

※天災地変等により、やむを得ず変更・中止が生じた場合は、上記によらず確定次第のご連絡で構いません。

事業実施

補助金の交付決定を受けた事業について、事業を実施(契約・実施・支払)します。

実績報告書の提出

事業終了後、原則1か月以内に、実績報告書類をご提出ください。

ただし、以下、①・②にあてはまる事業の場合は、上記と比べて早い期日を期限日として、ご提出ください。

- ① 令和9年2月1日(月)～同年同月15日(月)の間に事業終了した場合
令和9年3月10日(水)まで
- ② 令和9年2月16日(火)～同年3月中の間に事業終了した場合
令和9年3月19日(金)まで

※他詳細については、各種マニュアルをご確認ください。

審査

提出された実績報告をもとに、その内容を審査します。
※活性化事業については、区あるいは都が現地調査を行う場合があります。

補助金の額の確定

審査に基づいて補助金の額を確定し、各商店街へ確定通知書により、通知します。

補助金の請求

確定通知書に基づき、請求手続きを行ってください。
※「請求書」や「委任状」の提出、振込口座指定の手続き等

補助金の支払い

指定された口座に補助金が振り込まれます。
※年末や年度末は特に処理案件数が膨大になるため、振込に時間がかかる傾向にあります。予めご了承ください。

備品・財産等の管理

対象事業によって取得した備品・財産等は、法定年数を経過した後に劣化等の理由によって正式に処分完了するまで、商店街の責任で管理・保管しておく必要があります。
※補助金関係書類は、**最低5年間は保存**しておいてください。

検査

商店街等が行った事業の確認を行うため、補助事業完了の翌年度に検査が行われます(東京都実施)。
※東京都より疑義があった際、場合によっては区より商店街担当者様に連絡させていただくことがあります。予めご了承ください。

V 各種受付について（交付申請、実績報告、変更・中止申請）

令和8年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業に係る、申請等の各種受付は、下記の日程で行います。

1 交付申請 の受付 -----

以下、各期間内に申請をお願いします。

※申請時は事業内容について、簡単な確認を行います。

中野区商店街連合会（助成金担当）まで事前にご連絡いただき、日程調整を行ってから申請手続きを行ってください。

【1回目申請】令和8年2月16日(月)～3月6日(金)

《対象事業》

「R8 事業(※)」のうち、全事業メニュー

※ 令和8年度新規メニュー「①婚活応援事業（イベント事業）」及び「②担い手確保支援事業（商店街担い手育成支援事業）」は受付不可。

【2回目申請】令和8年6月15日(月)～7月3日(金)

《対象事業》

「R8 事業(※)」のうち、活性化事業メニュー以外

※ 令和8年度新規メニュー「①婚活応援事業（イベント事業）」及び「②担い手確保支援事業（商店街担い手育成支援事業）」は、予算や他商店街の活用希望数などを踏まえ、区が受付可能と判断した場合のみ、受付可。

実施希望がある商店街は「令和8年4月30日(木)」までにその旨、中野区(産業振興課商店街支援係)までご連絡ください。

(※) R8 事業

令和7年9、10月に実施された「令和8年度の補助金活用希望調査・ヒアリング」にて、区へ活用希望が提出され、調整済みの事業（予算化済み）。

★ 必要書類（各種マニュアルをご覧ください）

イベント事業編	: 13頁
活性化事業編	: 11頁
地域連携型商店街事業編	: 9頁
地域力向上事業編	: 3頁

【補足】令和8年度新規メニューについて

(1) 婚活応援事業（イベント事業）

イベント事業編：13頁のとおり。

(2) 担い手確保支援事業（商店街担い手育成支援事業）

現在、東京都へ確認中です。判明次第、ご案内いたします。

2 実績報告 の提出 -----

各事業終了後、**原則、事業終了後1か月以内**に、**実績報告**をお願いします。

※上記の提出期限が基本です。

ただし、以下①・②に当てはまる事業の場合は、上記と比べて早い期日を期限日としてご提出ください。

- ① 令和9年2月1日(月)～同年同月15日(月)の間に事業終了した場合
令和9年3月10日(水)まで
- ② 令和9年2月16日(火)～同年3月中の間に事業終了した場合
令和9年3月19日(金)まで

★ 必要書類（各種マニュアルをご覧ください）

イベント事業編	: 16～25頁
活性化事業編	: 12～14頁
地域連携型商店街事業編	: 10、11頁
地域力向上事業編	: 4頁

※令和8年度新規メニュー「①婚活応援事業（イベント事業）」及び「②担い手確保支援事業（商店街担い手育成支援事業）」は、予算や他商店街の活用希望数などを踏まえ、区が受付可能と判断した事業の実施商店街等に対して、個別にご案内いたします。

3 変更・中止申請 の提出 -----

原則、事業開始日の1か月前までに「**変更等承認申請**」をお願いします。

※イベント自体が全て中止となった場合

事前周知のため、チラシ等をすでに配布していたとしても、そのイベント等に関連する経費は、**全て対象外**となります（天災地変の場合を除く）。予めご注意ください。

※天災地変等のやむを得ない事情による場合は、この限りではありません。

確定した時点で、直ちに中野区商店街連合会（助成金担当）あるいは、中野区（産業振興課商店街支援係）までご連絡ください。

なお、天災地変の範囲は、基本的に警報や特別警戒アラートの発令があった場合となります。発令がなかった場合に補助対象となるかどうかは、実際の状況によります。

★ 必要書類（各種マニュアルをご覧ください）

イベント事業の場合	: イベント事業編13～15頁
活性化事業の場合	: 活性化事業編15頁

■ 書類提出先及び問合せ先 -----

中野区商店街連合会事務局（助成金担当）

担当 一二三（ひふみ）、中村

【電話】 03-6454-1995

【FAX】 03-6454-1996

【E-mail】 jyoseikin@nakano-kushoren.gr.jp

【住所】 中野区中野2-13-14（中野区産業振興センター2階）

★ 営業時間：毎週月～金曜日（午前10:00～午後4:00）

※ただし、正午～午後1時の間を除く。



※公共交通機関をご利用ください（中野駅より徒歩4分）。※引用元:Google社「Google マップ」